株式会社アリーナ　2026年度　教育 研修 計画

№.	項目	内容	担当部所	対象者	実施予定												その他・備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1-①	事業用自動車を運転する場合の心構え	旅客運送事業は公共的な輸送事業であること、安全・確実に輸送することが社会的使命あること、交通事故の社会的影響が大きいことなど、事業用自動車運転者としての心構えを認識させる	運行課	運転者					○				▲			●	乗務員教育は8月及び3月に計画（8月及び3月に計画が難しい場合は前後月に計画し実施する） ①～⑪の教育内容は、8月又は3月どちらかの月で教育を網羅する様に行う。 12月は予備月とする（12月ドリーム研修を計画・実施）
1-②	事業用自動車運行の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項（運行指示書の遵守を含む）	道路運送法に基づき遵守すべき事項及びルールを理解させ、事故事例等により確認させる							○				▲			●	
1-③	事業用自動車の構造上の特性	車両の死角、内輪差、制動距離を認識させ、事故事例等により構造上の特性を把握する必要性を理解させる							●				▲			○	
1-④	乗車中の旅客の安全を確保をするために留意すべき事項	事故事例等により、加速装置、制動装置及び舵取り装置の急操作の危険性を理解させる。また走行中の着席及びシートベルトの着装等旅客の安全確保に留意させる							○				▲			●	
1-⑤	旅客が乗降する時の安全を確保するために留意する事項	事故事例等によりドアの開閉時及び停車・発信時における注意点等旅客の乗降時の安全確保を指導する							○				▲			●	
1-⑥	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通状況を把握させ留意すべき事項	主な幹線道路、経路、営業区域における道路及び交通状況を予め把握させ、この状況を踏まえた留意事項と事故事例又はヒヤリハット体験等により理解させる							○				▲			●	
1-⑦	危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法（車両を用いた急ブレーキの操作方法を含む）	運転操作、ドアの開閉操作等、運転者に関して生じる様々な危険について、危険予知訓練等について実例等により理解させる							●				▲			○	
1-⑧	適性診断の結果に基づき運転者の運転適性に応じた安全運転指導	適正診断結に基づき、自らの特性を自覚させる。また心身の状態に配慮した指導を行う			各自適正診断後、1カ月以内												
1-⑨	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法（改善基準等の指導）	過労及び飲酒等生理的要因及び慣れや過信による集中力の欠如等の心理的要因と交通事故について実例等により理解させる。また、居眠り運転、飲酒・酒気帯び運転、薬物の使用禁止を徹底する							●				▲			●	
1-⑩	健康管理の重要性	疾病が事故の要員となるおそれがあることを事例等により理解させ、随時実施の健康診断結果に基づき生活習慣の改善を図るなど重要性を理解させる			健康診断受診後 各自面談												
1-⑪	異常気象時における対処方法	異常気象の状況に応じた、運行制限・運行中止等への対応が円滑に行えるよう指導する							○				▲			●	
1-⑫	非常用信号用具、非常口、消火器の取扱い	火災・事故・自然災害等非常事態に備え非常器具の操作を学び適切な行動がとれるよう指導する							●				▲			○	
1-⑬	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車（ASV車両）の適切な運転方法	各車の安全装置の特性適切な取り扱いについて　衝突被害軽減ブレーキの特性・取り扱いの注意点							●				▲			○	
1-⑭	ドライブレコーダーの記録を用いた運転者の運転特性に応じた安全運転の指導及び教育	運転者自身の運転を自ら気付き考えるように指導する							●				▲			●	
2-①	安全運行推進会議【企画会議】	毎月1回　役員・運行部長・運行課長・経理課長により前月の事故防止の取組報告と当月の重点実施事項の確認を行う	運行課	管理者以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2-②	運行管理者 研修	運行会議前、運行課長を中心として、運行管理者及び補助者全員で安全管理研修を行う	運行課	運行管理者	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2-③	運行管理者講習会	運行管理者に対し2年に一度、運行管理者等一般講習を受講させる	運行課	運行管理者	外部講習実施時参加												
2-④	整備管理者講習	整備管理者に対し２年に一度、整備管理者等講習を受講させる	整備課	整備管理者	外部講習実施時参加												
3-①	初任運転者・準初任運転者への特別指導	初任運転者・準初任運転者に対して法令で義務付けられている特別指導を実施する	運行課	新任運転者	運転者採用後、選任する前に法令で定められた内容を座学10時間以上、実技20時間以上実施												
3-②	高齢運転者への特別指導	高齢運転者に対して特別指導を実施する（指導時間の定め無し）	運行課	高齢運転者	適齢診断結果が判明した1ヶ月以内にドライブレコーダーを使用して指導する												
3-③	事故惹起者講習会	事故惹起者に対して、法令で義務付けられている特別指導を実施する	運行課	事故惹起者	事故後に再度乗務させる前に、法令で定められた内容で座学10時間以上、実技20時間以上実施												
3-③	適性診断	適性診断の実施　入社時（初任）通常乗務員（一般）高齢者・事故惹起者（特別）を受講させる	運行課	対象運転者	入社時（初任・準初任）・通常乗務員（一般）・高齢者（65歳以上）・事故惹起者（重大事故を起こした者）												
4-①	非常事態訓練	会社全体で重大事故や異常気象を想定した訓練を実施する	運行課	全員	●				●								どちらかの月で調整